資料３

令和８年度第５回（令和８年１１月１８日）行財政改革推進本部提案

□審議　☑報告　□その他

担当部・課：総務部行政経営課　〔内線４１７４〕

１　件名

行政手続及び内部手続の押印等の見直しに係る進捗状況について

２　施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】

令和２年７月に、総務省から書面規制、押印、対面規制の積極的な見直しについて通知があり、令和３年１月に「行政手続に関する押印、書面規制等の見直し指針」を策定し、個人及び事業者が行う行政手続について、氏名欄の認印等の見直しを実施した。

また、令和５年３月には、「行政手続に関する押印、書面規制等の見直し指針」※の改定を行い、対象を内部手続にも拡大した。

※　当該改定の際に指針の名称も「書面規制、押印、対面規制の見直し指針」に改めた。

【目的】

行政手続及び内部手続において押印等を求める手続を見直すことにより、行政手続等の簡素化を推進し、市民等の負担軽減及び内部事務の効率化による本市のＤＸの推進を図る。

３　根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令：☑有　□無】

官民データ活用推進基本法（平成２８年法律第１０３号）

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成１４年法律第１５１号）

デジタル社会形成基本法（令和３年法律第３５号）

【総合計画の位置付け：□有　☑無】

【個別計画の位置付け：☑有　□無】

石巻市ＤＸ推進計画

４　取組事項　Ａ－③　行政手続に関する押印、書面規制等の見直し

４　提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

令和２年	７月	総務省より「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」の通知
	１２月	内閣府において「地方公共団体における押印見直しマニュアル」策定
令和３年	１月	「行政手続に関する押印、書面規制等の見直し指針」を策定
令和３年	１２月	石巻市デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進方針を策定
令和５年	３月	「行政手続に関する押印、書面規制等の見直し指針」を改定（「書面規制、押印、対面規制の見直し指針」と名称も改めた。）
令和７年	２月	石巻市ＤＸ推進計画を策定

５　主な内容

【対　　象】

・行政手続　一般市民、事業者、各種団体等から提出される申請書、申込書、届出書等の文書

・内部手続　会計手続、人事手続等の行政内部において提出される申請書、申込書、届出書等の文書（会計手続の中には、契約など住民や事業者との間の手続も含む。）

【進捗状況】
・行政手続の 99.6%が R8 年度末までに廃止予定
・内部手続の 98.0%が R8 年度末までに廃止予定

行政手続及び内部手続のいずれも押印の見直しが進んでいる状況にあるが、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条第５項の規定に基づく契約書等や、国県等による押印義務付け、印鑑証明書の添付を要するものを除き、「廃止に向けた調整が必要なもの」と判断した申請書が、行政手続１２件、内部手続７件となっている。これらの手続については、引き続き各所管課において押印廃止に向けた検討を進めることとする。

６　実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】
行政手続及び内部手続における慣例的な押印（認印）、書面及び対面を前提とした手続の見直しにより、デジタル技術を活用できる環境が整備され、各種手続の簡素化及び業務の効率化が図られる。
また、手続のデジタル化が進むことで、事務負担の軽減や利用者の利便性向上に加え、情報の共有・検索の迅速化や文書管理の効率化が図られ、効率的かつ効果的な行政運営につながる。
これらの効果により、紙媒体に依存しない業務環境への転換が促進され、「紙によらない行政運営」の実現に寄与する。

７　他の自治体の政策との比較検討

県内各市の状況
〇行政手続：全市において実施済み
〇内部手続：実施済み（６市：仙台市、塩竈市、気仙沼市、多賀城市、登米市、大崎市）
〇内部手続に係る押印の廃止等により、デジタル技術の活用に至った例
（４市：気仙沼市、多賀城市、登米市、大崎市）
・文書管理システムによる電子決裁の導入
・全庁的な共通様式について、共通システムのサーバー上に様式を格納し、データの入力のみで完結方式の導入　等

８　今後の予定及び施行予定年月日

令和８年１１月　市ホームページにて行政手続及び内部手続の押印等の見直しに係る進捗状況について公表

９　その他

本件については、行政手続及び内部手続のいずれも見直しが概ね完了する見込みであることから、今回の報告をもって終了する。